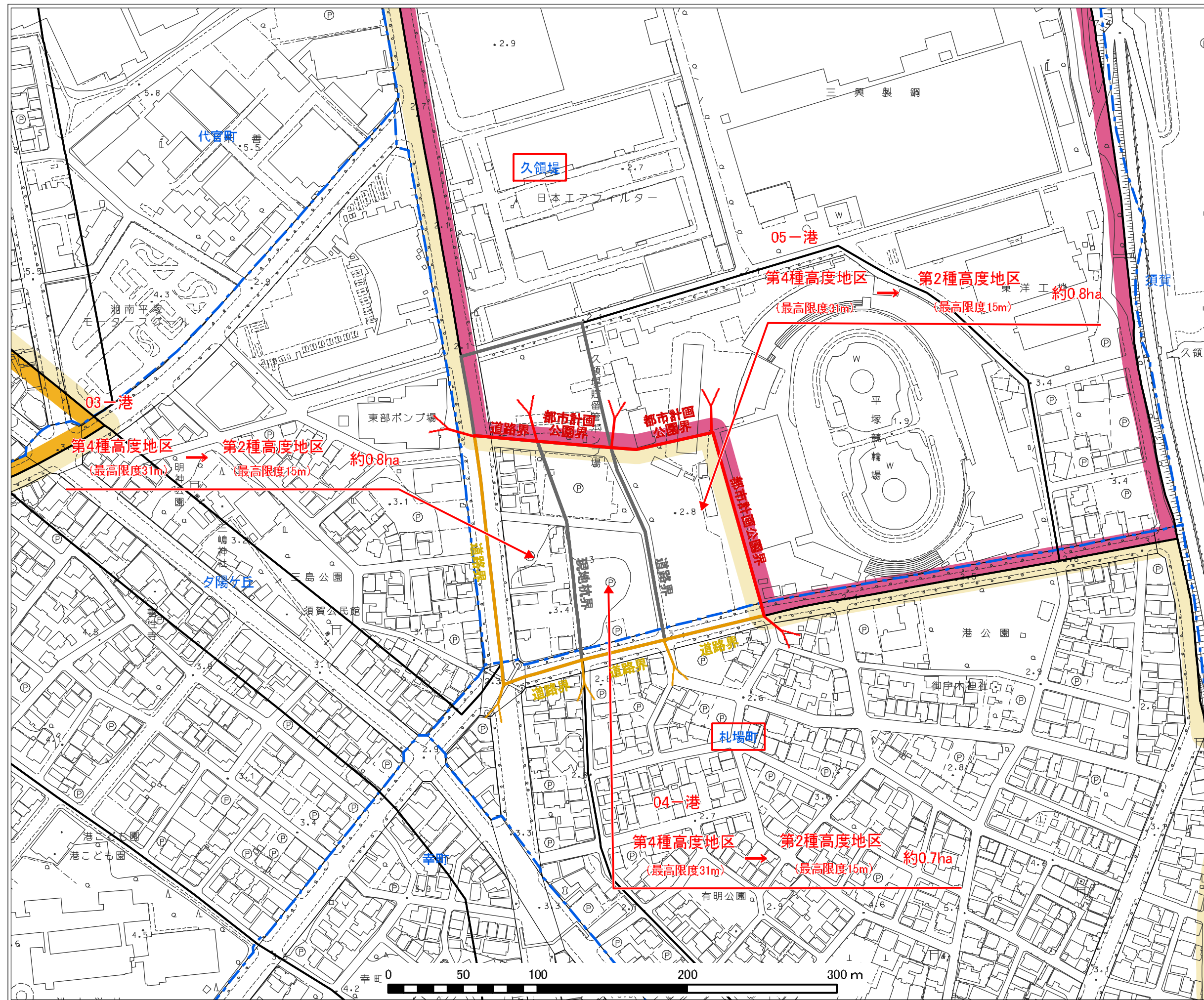




# 03、04、05港

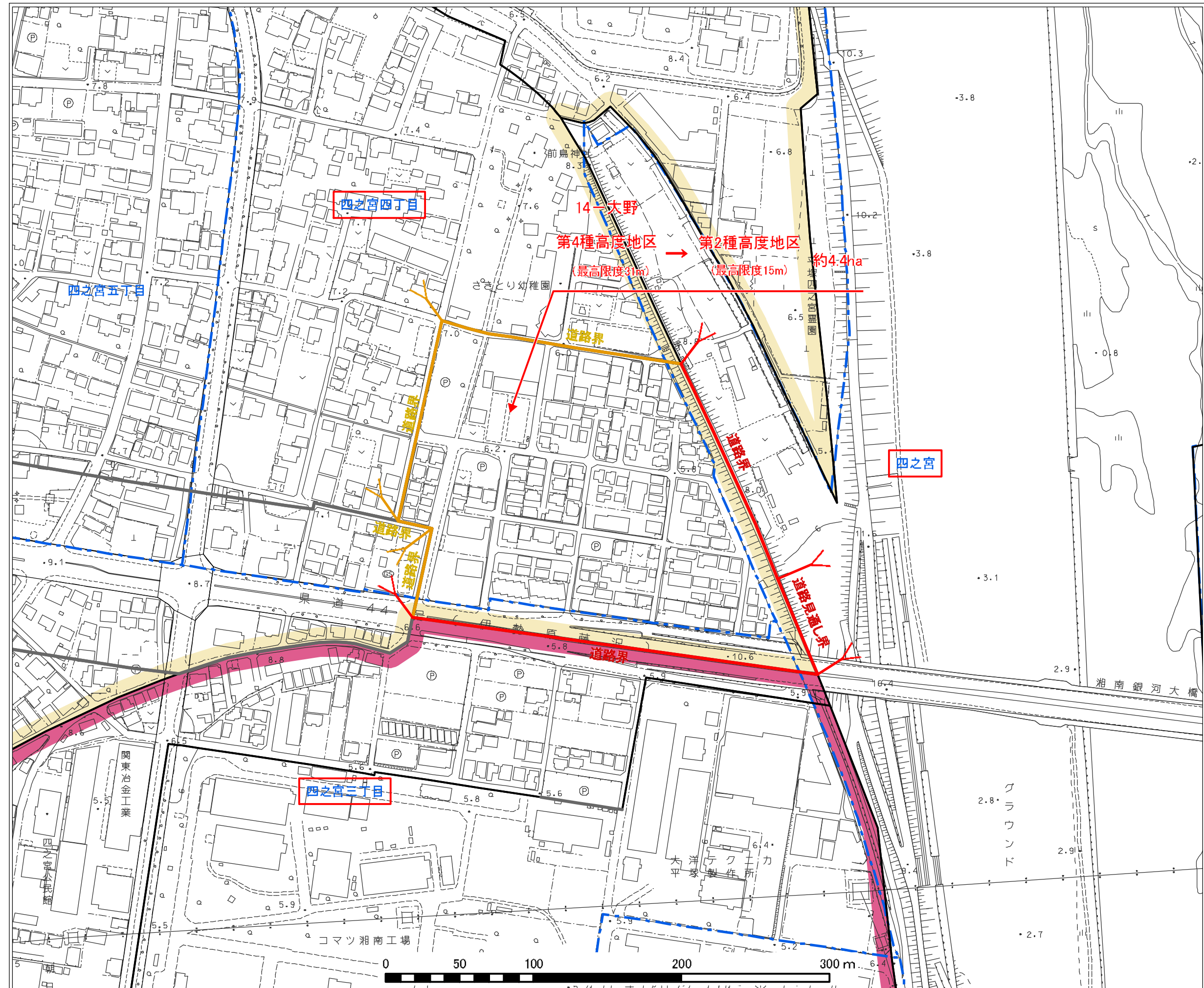


凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	1/9
作成年月日	令和 年 月 日



# 14大野



凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

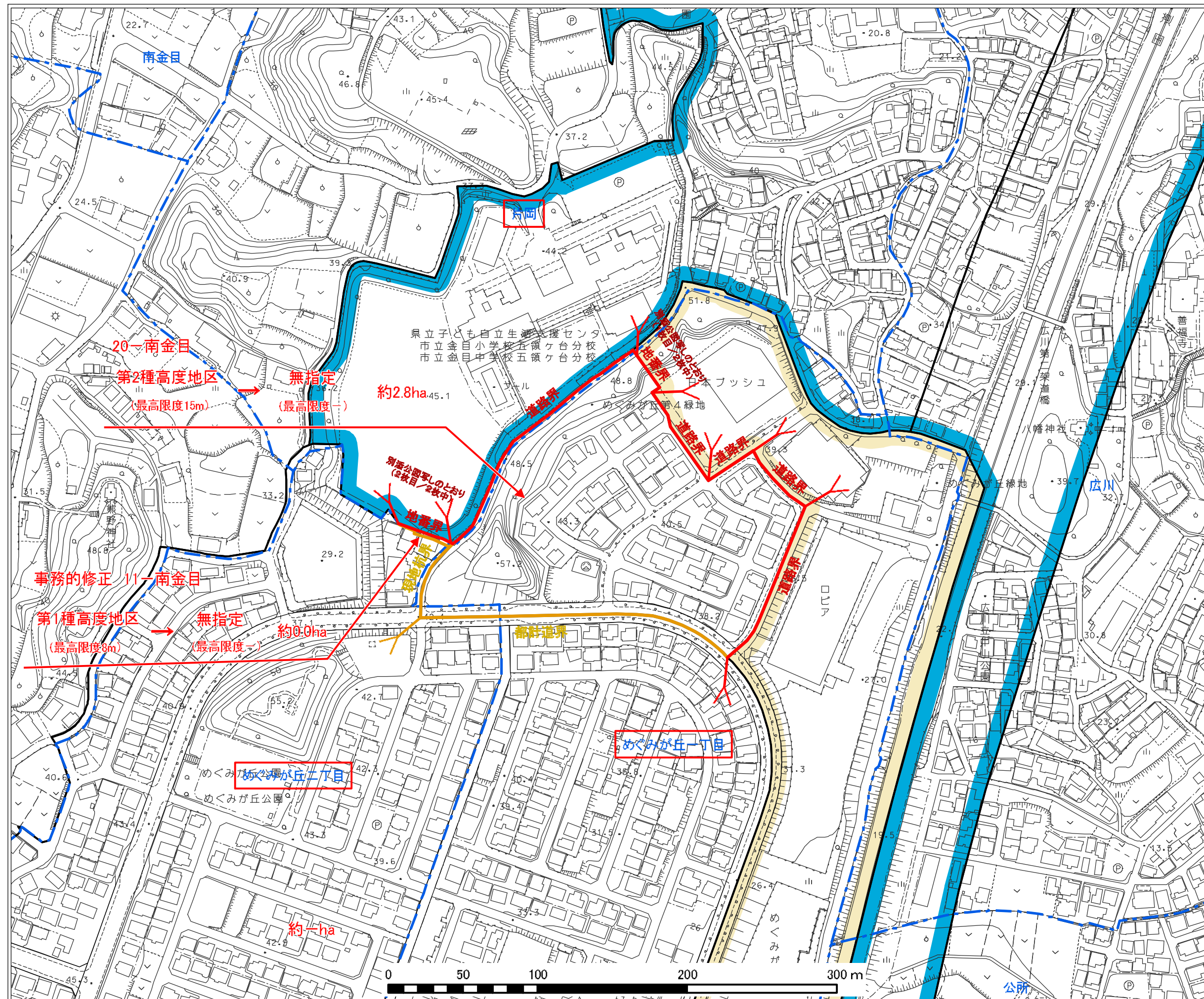
事項	市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2500	
番号	2/9	
作成年月日	令和 年 月 日	



# 20南金目

(事務的修正箇所)

# 11南金目

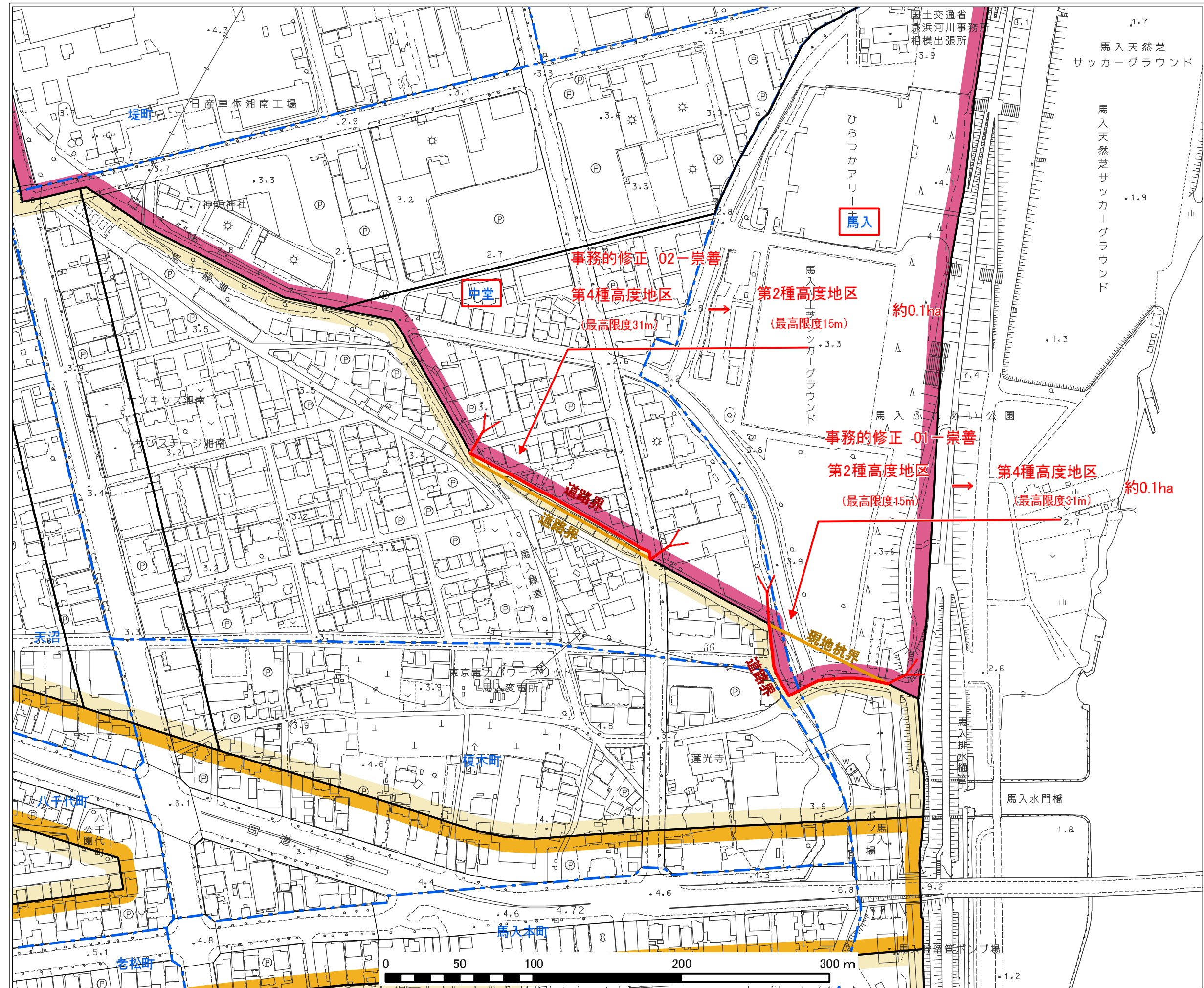


凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 修正限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、13メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政区界	

市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	3/9
作成年月日	令和 年 月 日



(事務的修正箇所)  
01、02崇善

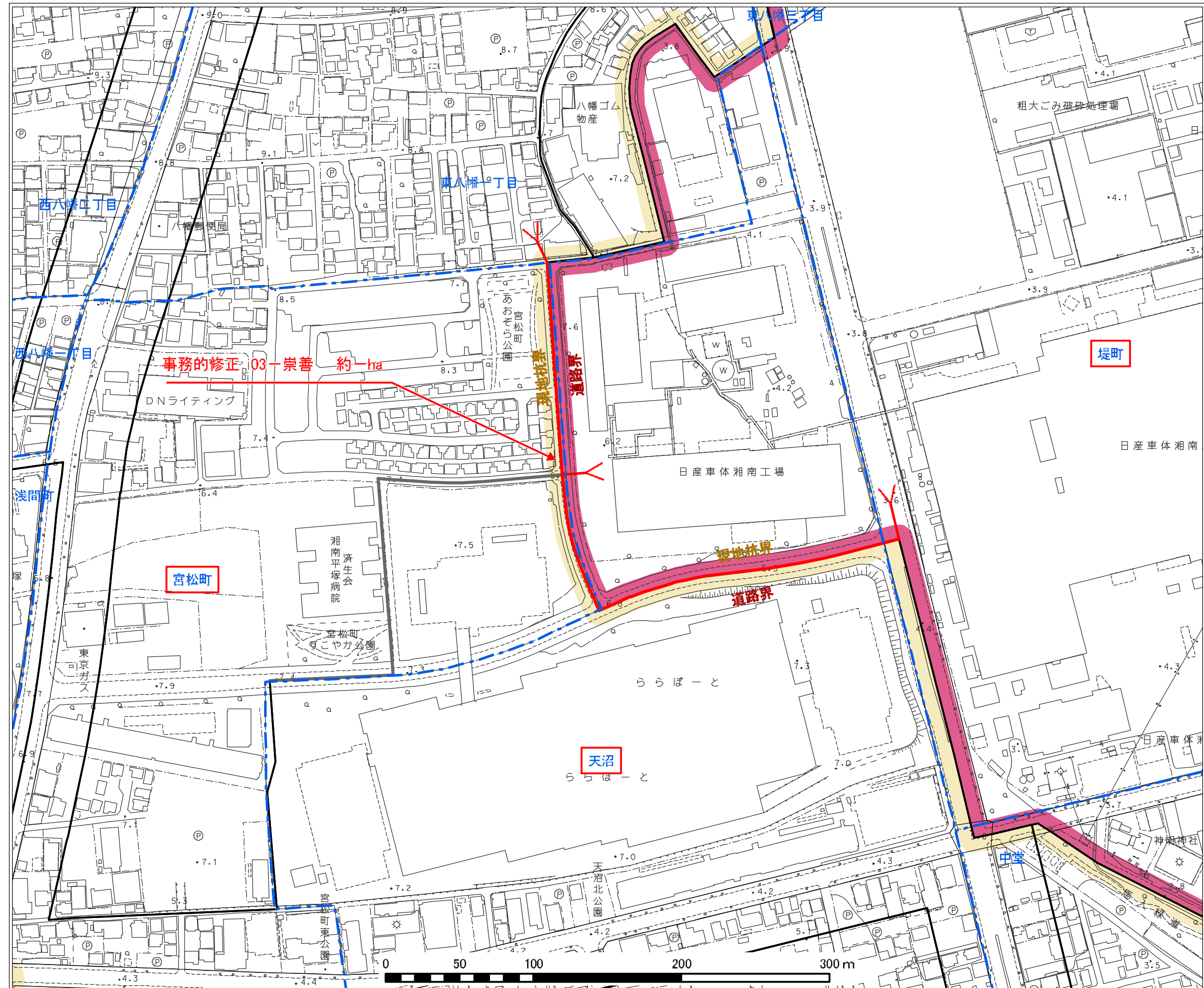


凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

事項	市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2500	
番号	4/9	
作成年月日	令和 年 月 日	



(事務的修正箇所)  
03崇善

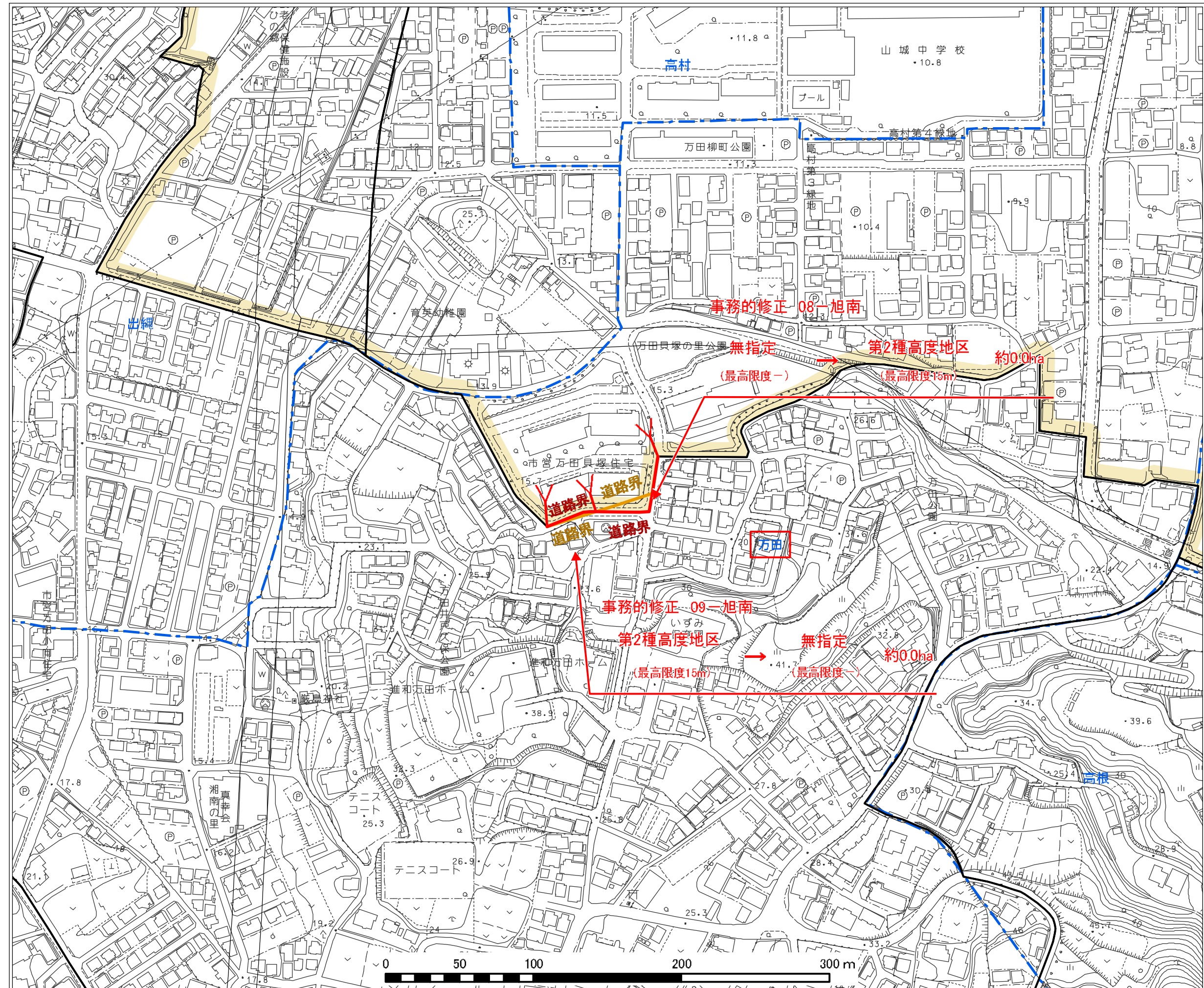


凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、13メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、13メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	5/9
作成年月日	令和 年 月 日



(事務的修正箇所)  
08、09旭南

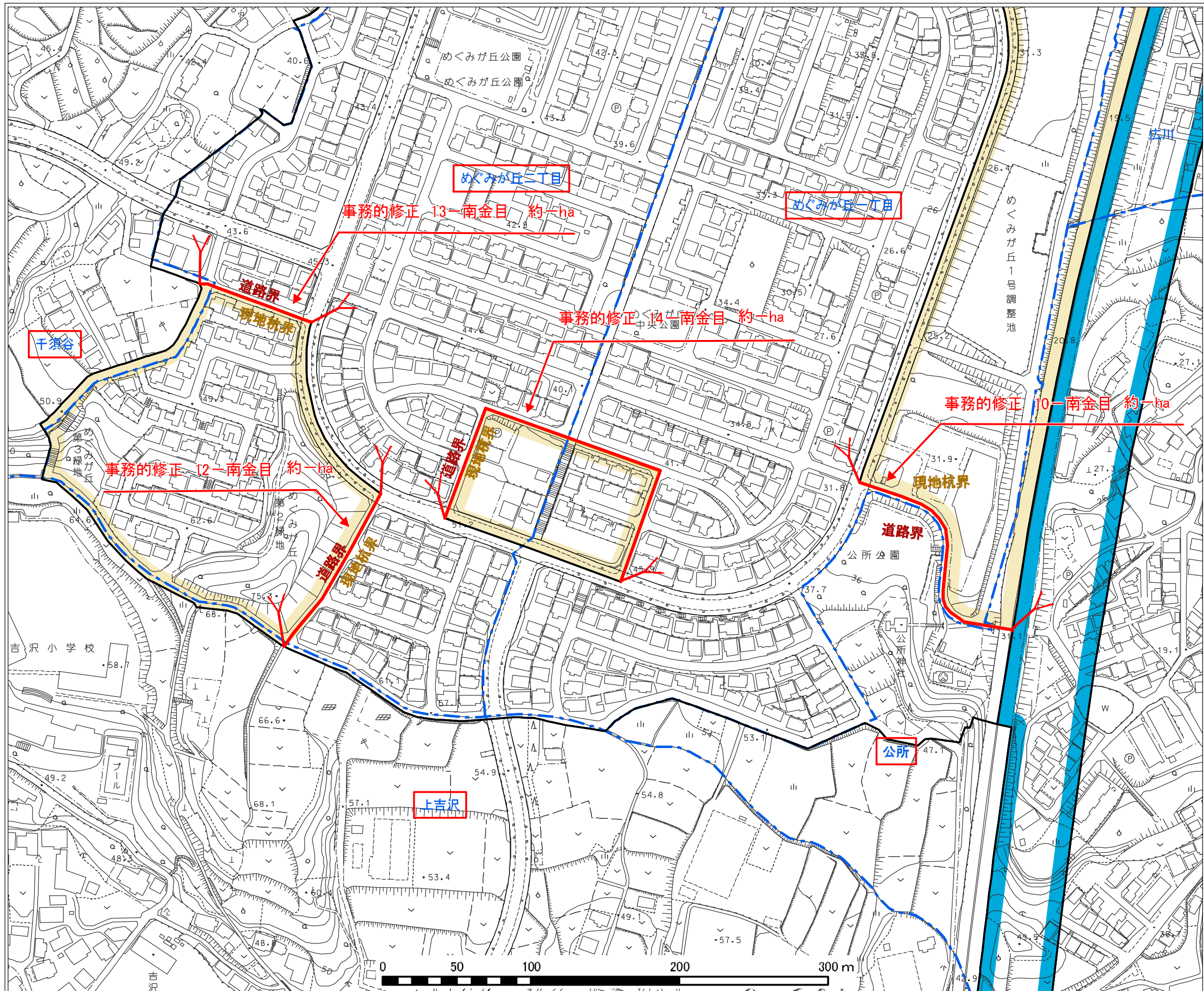


凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、30メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他のこれらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合、大字は二重囲い)	
行政界	

市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	6/9
作成年月日	令和 年 月 日



(事務的修正箇所)  
10、12、13、14南金目

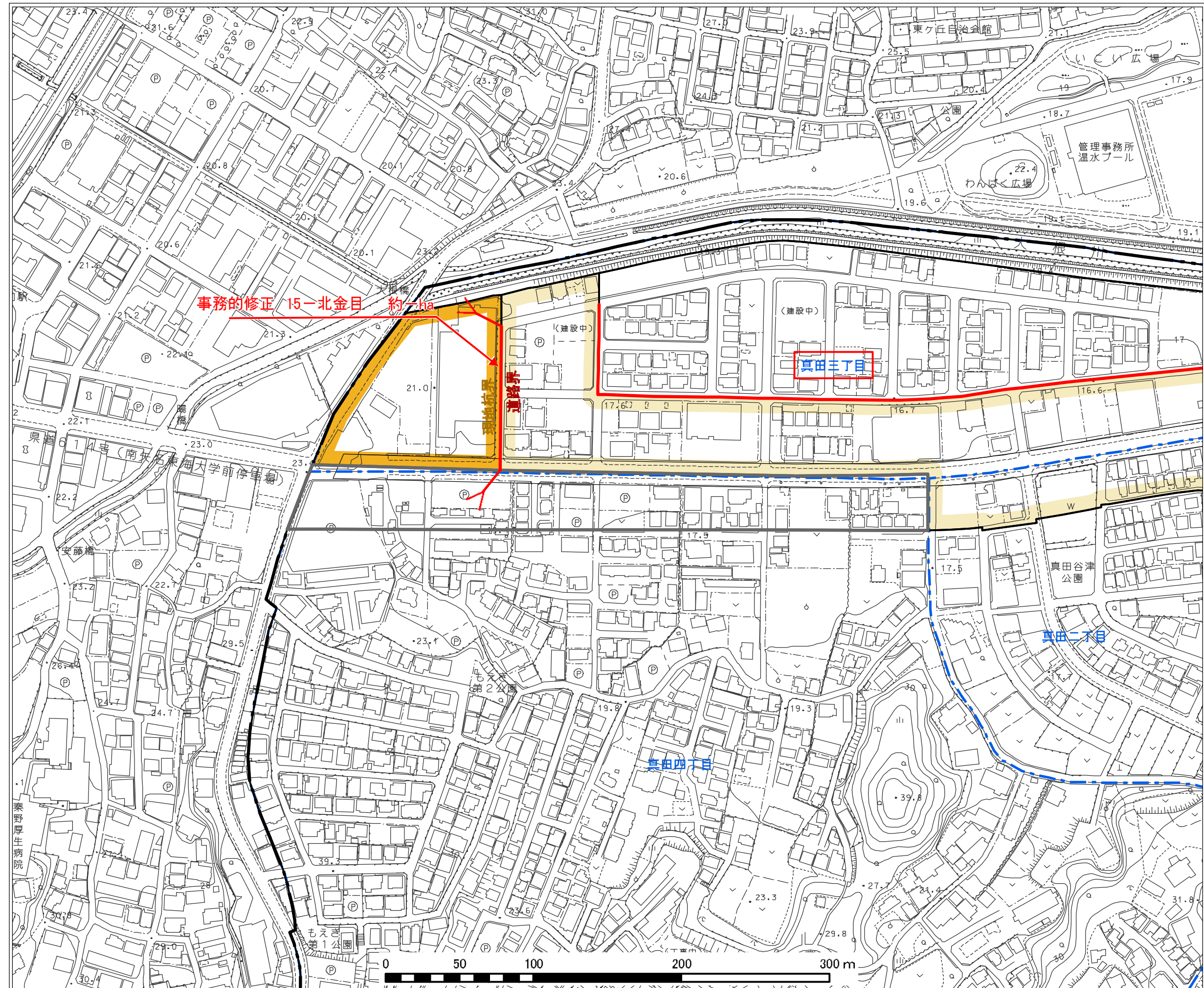


凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	7/9
作成年月日	令和 年 月 日

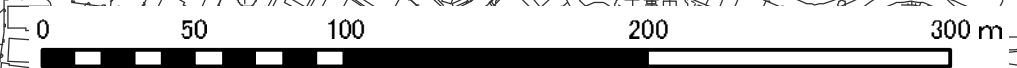


(事務的修正箇所)  
15北金目



凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、30メートルとする。ただし、工業地域内における工業、倉庫及び事務所その他のこれらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

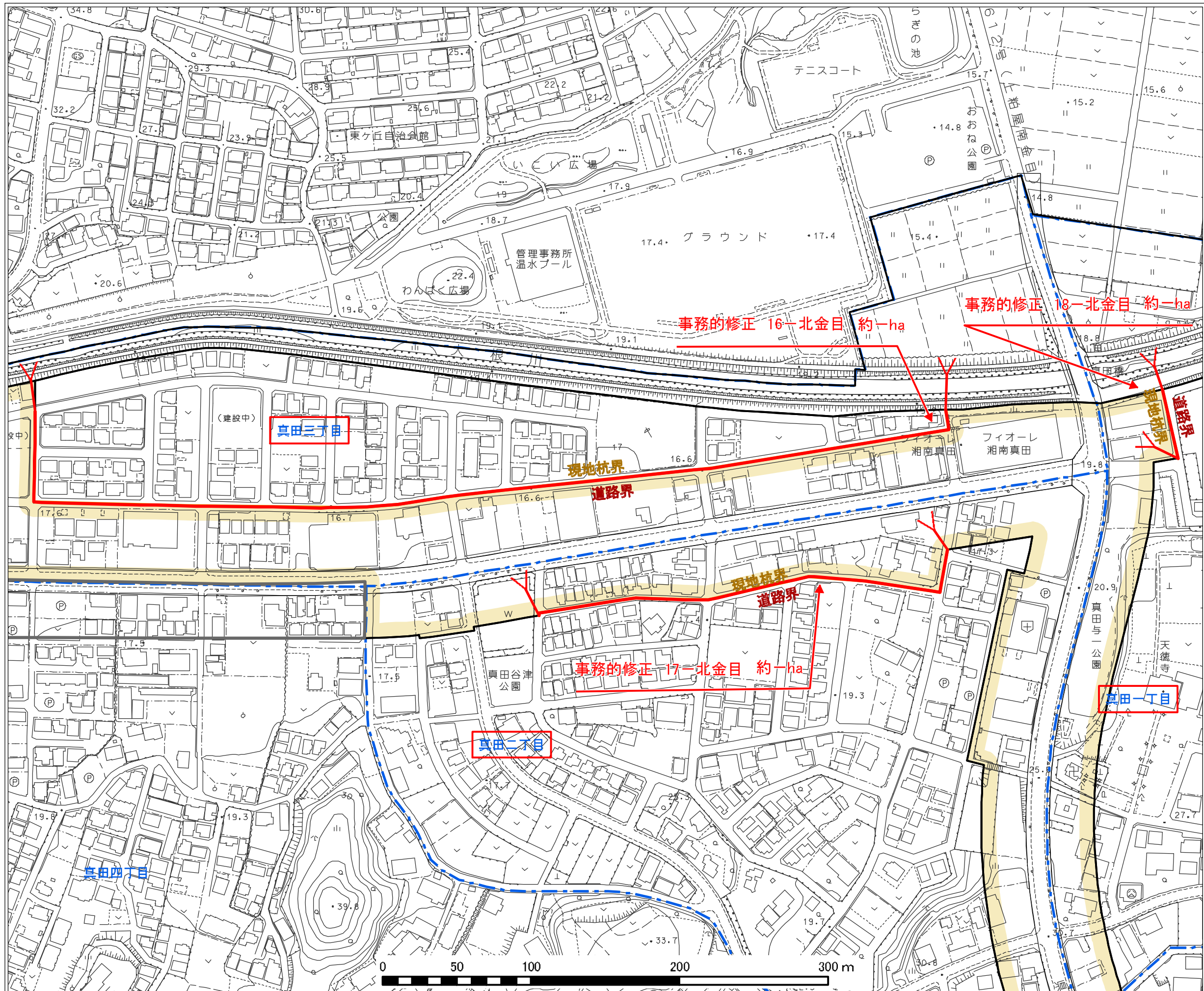
市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	8/9
作成年月日	令和 年 月 日







(事務的修正箇所)  
16、17、18北金目



凡 例	
区分	建築物の高さの最高限度又は 容積限度
第1種高度地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。
第2種高度地区	建築物の高さの最高限度は、13メートルとする。
第3種高度地区	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
第4種高度地区	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、工業地域内における工場、倉庫及び事務所その他これらに類する建築物以外の建築物(以下「非工業系建築物」という。)の高さの最高限度は、15メートルとする。
変更前の区域	
変更後の区域	
町丁目・字界	
地区内町丁目・字名 (小字がある場合 大字は二重囲い)	
行政界	

市町名	平塚市
件名	平塚都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2500
番号	9/9
作成年月日	令和 年 月 日